

枚方市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書

1. 業務目的

本業務は、枚方市（以下「本市」という。）のふるさと納税に関する寄附の受付、寄附者からの問い合わせ対応、寄附者情報の管理、返礼品の受発注・配送管理、返礼品事業者の開拓・支援、返礼品の拡充・改善対応等、多岐にわたる業務を委託することにより、ふるさと納税業務を効果的に運用し、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図ることを目的とする。

2. 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

※ 契約締結日から令和9年3月31日までは準備期間とし、令和9年4月1日から本格運用を開始すること。なお、令和9年4月1日までに全ての返礼品について、本市が利用する全てのポータルサイトに掲載し、運用を開始すること。

※ 当該契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、令和9年度以降において歳入歳出予算金額について減額又は削減があった場合は、原則として当該契約を解除する。

※ 準備期間に係る委託料は発生しないものとし、準備期間中に発生する費用については受注者が負担するものとする。

3. 前提条件

(1) 寄附者情報管理システムについて

業務遂行にあたり、ポータルサイトの寄附受付情報及び寄附者情報の管理、返礼品管理、返礼品の発注・集荷・配送管理及び寄附金受領証明書等の発送管理等を行う寄附者情報管理システムとして、ふるさと納税do（株式会社Workthy）を使用すること。

(2) ポータルサイトについて

令和8年度現在、本市が利用する以下のポータルサイトからの寄附受付を前提とした本業務の遂行が可能であること。

- ① さとふる
- ② 楽天ふるさと納税
- ③ ふるさとチョイス
- ④ ふるなび
- ⑤ Amazonふるさと納税
- ⑥ アソビュー！ふるさと納税サービス（令和8年10月導入）

※ ①には、「Yahoo!ふるさと納税」を含む。

※ ①を経由した寄附に対する委託料は支払わない。

※ ③には、パートナーサイトを含む。

※ 市窓口（郵送・FAX・メールを含む）で本市が受け付けた返礼品を伴う寄附も本

業務の対象とする。

- (3) 本業務の対象は、業務期間の受付分の寄附とし、業務期間内に受けた寄附申出に対する返礼品の調達、発送、その他寄附者への対応等は、業務期間満了後も業務期間内と同様に行うこと。
- (4) 本業務期間終了後に本業務を引き継ぐ事業者に対し誠実に対応すること。なお、引き継ぎに要する費用は本業務委託料に含むこととし本市は委託料以外の費用は一切負担しないものとする。
- (5) 本稼働開始前において、返礼品提供事業者を対象とした説明会を実施し、本業務の運用方法及び事業者対応フロー等について周知を行うこと。

4. 業務内容

業務内容は、以下の(1)から(11)までとする。

- (1) ポータルサイト管理運営に関する業務（「さとふる」を除く）
- (2) 返礼品の募集・開発等及び返礼品事業者の開拓・支援・育成に関する業務
- (3) 返礼品の発注、集荷及び配送管理に関する業務（「さとふる」を除く）
- (4) 返礼品等のページデザインに関する業務（「さとふる」を除く）
- (5) 寄附金及び寄附者情報の管理に関する業務
- (6) 寄附者及び返礼品事業者等からの問い合わせに関する業務（「さとふる」を除く）
- (7) 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務（「さとふる」を除く）
- (8) 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付に関する業務（紙及びオンライン申請）
- (9) 広告運用及びふるさと納税を通じた本市のシティプロモーションに関する業務
- (10) 各種分析と寄附拡大に関する業務
- (11) 寄附金の募集に要する経費の管理に関する業務

5. 業務の詳細

- (1) ポータルサイト管理運営に関する業務（「さとふる」を除く）

ア 上記3(2)の本市が利用するポータルサイトでの寄附受付を行うこと。

イ ポータルサイトの自治体ページ、返礼品ページの作成・更新・充実等の運用を適切に行うこと（クラウドファンディングの寄附を含む）。また返礼品ページは、平成31年4月1日総務省告示第179号（以下、「告示」という）を遵守した掲載内容とすること。

ウ 返礼品情報の登録・更新は、本市が返礼品を承認した後速やかに行い、寄附申込の受付を開始すること。

エ ポータルサイトの機能を活用した自治体ページの作成、返礼品の魅力発信、SEO（検索エンジン最適化）対策等、寄附の拡大に向けた取り組みを実施すること。

オ 各ポータルサイトで設定する返礼品の在庫確認を適切に行い、提供可能数を超える寄附の受付や寄附機会の損失をすることがないように在庫配分を行うこと。

カ 返礼品のレビューを増やすため、効果的な取組を行うこと。また投稿されたレビュー内

容を確認し、必要に応じて返信等の対応を行うこと。

キ 効果的に本市のふるさと納税を推進できる新たなポータルサイトを提案すること。ただし、ポータルサイトを導入するかどうかの最終的な意思決定及び導入に係るポータルサイトとの契約は本市が実施するものとする。新たに導入することとなったポータルサイトの業務範囲については、本市と受注者との間で協議した上で決定することとする。

ク 大規模災害等が発生した場合において、災害支援の寄附金を円滑に受け入れることができるよう、迅速に対応すること。

(2) 返礼品の募集・開発等及び返礼品事業者の開拓・支援・育成に関する業務

ア 返礼品については、本市が定める別紙1「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項」、国の定める「地場産品基準」等に適合していることを前提とし、事業者、生産者等と交渉の上、新たな返礼品候補の選定や、企画、開発を積極的に行い、本市に対して提案すること。

イ 返礼品として登録する最終決定は、本市にて行うものとする。

ウ 本市の承認を受けた返礼品については、返礼品事業者と在庫数、受付期間等の必要な協議を行うこと。なお、必要に応じて返礼品事業者と返礼品に関する契約等を締結すること。

エ 返礼品の品質管理、発送状況、梱包状況を適宜確認し、必要に応じて返礼品事業者へ助言や指導監督を行うこと。

オ 返礼品事業者への支援等ができるように、密な連絡調整が可能な体制を構築し、関係性の構築に努めること。

カ 年1回以上返礼品事業者向けの説明会や勉強会を開催すること。

キ 地場産品（物品）はもとより、役務提供型の体験プラン等、本市への来訪効果をもたらす返礼品の提案も積極的に行うこと。

(3) 返礼品の発注、集荷及び配送管理に関する業務（「さとふる」を除く）

ア 返礼品の発注、集荷及び配送管理等を行うこと。なお、これらの実施に必要な返礼品事業者との契約等については、責任をもって対応すること。

イ 寄附金の納付が確認でき次第、直ちに返礼品事業者へ返礼品の発注に係る情報を通知するとともに、配送事業者へ集荷・配送を依頼すること。

ウ 返礼品の配送について、寄附者に対して配送に関する事前メールを送信すること。

エ 返礼品の配送管理を行うとともに、配送に係るトラブルが生じた場合は、寄附者等への連絡調整を行い、迅速な解決に向けて対応すること。

オ 返礼品調達費用及び配送料は、返礼品事業者の出荷実績に基づき、返礼品事業者及び配送事業者へ支払うこと。この際、請求や支払処理に係る返礼品事業者の負担軽減を図ること。

カ 返礼品調達費用の立て替えに伴う返礼品事業者への支払いにおいて、振込手数料は返礼品事業者の負担とする。

キ 送料については、経費に占める割合が返礼品のコストパフォーマンスに大きく影響することから、極力安価となるよう工夫すること。

(4) 返礼品等のページデザインに関する業務（「さとふる」を除く）

ア 返礼品のサムネイルや説明画像等に使用する返礼品写真等を管理すること。

イ 返礼品の登録に際しては、アクセス数や転換率の向上につながるよう、必要に応じてコンテンツの取材（ヒアリング、写真撮影、画像加工等）を行い、寄附者に対し効果的にPRできるように内容を充実させること。

(5) 寄附金及び寄附者情報の管理に関する業務

ア 寄附者情報管理システムは、「ふるさと納税do」を使用し、ポータルサイトを經由して受け付けた寄附について、寄附者、寄附金、返礼品等に関するデータ等を一元的に管理すること。

イ 寄附者が本市に直接寄附を申し込む場合等、ポータルサイト経由以外の寄附についても、その寄附情報を当該システムで管理すること。

(6) 寄附者及び返礼品事業者等からの問い合わせに関する業務（「さとふる」を除く）

ア コールセンター等（電話、FAX及びメール）の窓口を設置し、寄附者等からの問い合わせに対応するための体制を整備し、利用するポータルサイト等で問い合わせ方法を明示すること。なお、対応時間は、祝日等を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までを最低限とする。ただし、大型連休・年末年始・繁忙期等に関しては、本市と協議の上、人員を増員し、受付時間の延長や休日等の対応を行うこと。

イ 問い合わせ等の内容と対応内容は、寄附者情報管理システムに記録する等の方法により、本市と情報を共有すること。

ウ 返礼品に関する苦情については、速やかに状況の確認を行い、必要と認められる場合は、返礼品事業者や配送事業者等に対して対策を求める等、苦情の解消に向けた調整を行うとともに、本市に報告すること。

(7) 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務（「さとふる」を除く）

ア 寄附金の納付が確認できたものについて、寄附金受領証明書等を作成し、封筒に封入・封緘し、原則2週間以内に寄附者に対して発送すること。ただし、年末に行われた寄附に係るものについては速やかに対応すること。

イ 寄附者から寄附金受領証明書等の再発行依頼があれば適宜対応すること。

ウ 発送する書類は原則として以下のとおりとするが、送付物の内容については、本市と協議の上決定する。

① 寄附金受領証明書

② ワンストップ特例申請書（寄附金控除に係る申告特例申請書）

③ ワンストップ特例申請書記載例

④ 返信用封筒

エ 発送後、住所不明等での戻り分については、電話等による住所確認作業を行い、速やかに再発送すること。

オ ワンストップ特例申請書は、希望者のみに送付することとする。送付の際は、オンラインでのワンストップ特例申請手続きに遷移する二次元コード等を記載し、オンライン申請の

促進に努めること。

(8) 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付に関する業務（紙及びオンライン申請）

ア 紙で提出された申請書類等を確認し、寄附者情報管理システムで受付処理をすること。受付業務の範囲は、申請書類（変更申請を含む。）の受付、申請書類の審査、申請不備者の対応、申請を受理した寄附者への受付済み通知の発送（電子メール可）、これらに関する問い合わせ対応とする。

イ 控除申告用データをCSVデータで作成（名寄せ処理等を行い、eLTAX送信レイアウトに合わせる）ことし、本市が指定する期日までに提出すること。

ウ 申請書等の書類は、受付に必要な業務が完了するまで保管すること。本市への受け渡し時期については、本市と協議の上決定する。

(9) 広告運用及びふるさと納税を通じた本市のシティプロモーションに関する業務

ア 広告の出稿やメールマガジンの配信等を行い、多くの寄附者から本市ポータルサイトへのアクセスを獲得すること。広告に係る費用については、本業務の委託料とは別に本市が負担する。

イ 本市の魅力を広く発信し、全国的な認知度を向上させるとともに、寄附の使い道や返礼品の魅力等ふるさと納税を通じたプロモーションを実施すること。特にリピーターの確保、関係人口の創出等に努める内容とすること。

ウ 寄附者の傾向や、トレンド等を分析し、受注者が有するノウハウを駆使した効果的なプロモーションを提案すること。

エ 本市がクラウドファンディング型ふるさと納税を実施する際のページ作成及び周知を支援すること。

オ 本市がふるさと納税を通じたシティプロモーションイベントを開催又は参加する場合は、提案、協力等を行うこと。

(10) 各種分析と寄附拡大に関する業務

寄附実績、返礼品のアクセス数、転換率（CVR）等の業務の推進に関わる分析を定期的に行い、本市に対して報告すること。

(11) 寄附金の募集に要する経費の管理に関する業務

告示第2条第2項に基づき、寄附金の募集に要する費用は、返礼品調達費（寄附額の25%以下）を含み総務省が定める経費率を超えない範囲において、本業務（提案する新たな取組を含む）が実施できるよう、本業務の対象外の経費（ポータルサイト使用料、決済手数料等）等を本市と協議しながら管理すること。なお、当該告示が改正等された場合においては、後継の制度によるものとする。

6 業務報告及び検査等

(1) 前月に実施した業務内容を業務報告書に取りまとめ、毎月10日をめどに本市に説明を行い、提出・検査を受けるものとする。なお、業務報告書には、以下の内容をまとめること。

ア 寄附金額、寄附件数、返礼品事業者・返礼品ごとの集荷数、調達価格、配送料、各種書類の郵送状況

イ 寄附者や返礼品事業者からの問い合わせ件数、問い合わせ内容、新規開拓の実施状況、企画提案、リピーター数等の報告

ウ 広告運用等プロモーション業務の具体的内容及び効果の分析結果

エ 上記５に記載している業務のうち、報告が必要なもの

(2) 業務の実施に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、前号に関わらず速やかに報告書を提出し、本市と協議すること。

(3) 本市は、上記のほか必要があると認めるときは、本業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

7 委託料及び返礼品代金等の支払い等について

(1) 委託料、返礼品代金及び配送料の支払いについては、原則１か月ごとに行うこととし、市は適正な請求書を受領した日から起算して原則30日以内に支払うものとする。

(2) 本市が支払う費用は次のとおりとし、上記６に定める報告書により検査を受けたものについて支払うものとする。

ア 基本業務委託料

ポータルサイト経由（「さとふる」を除く）の寄附及びポータルサイト非経由の寄附であって、返礼品の提供がある寄附の受入金額に一定の割合を乗じて得た金額

イ 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書発送業務委託

寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の発送件数に決まった額を乗じて得た金額

ウ 寄附金控除に係る申告特例申請書受付業務委託

寄附金控除に係る申告特例申請書の受付件数に決まった額を乗じて得た金額

エ 返礼品代金

実費

オ 返礼品配送料

実費

(3) 返礼品代金及び返礼品配送料は、返礼品の発送を完了した時点で生じる。

8 納付情報の管理

本業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

9 再委託の禁止

受注者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、本市との協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。また、再委託する場合、受注者は、再委託する業務の範囲内で本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

10 知的財産権の扱いについて

- (1) 本業務に関し生じた返礼品写真その他の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この号において「著作物」という。）に該当する場合、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は本市に帰属するものとし、受注者は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたっては、著作権等第三者の権利を侵害しないよう必要な処理を行うものとし、第三者との紛争が生じた場合には、自らの責任において対応するものとする。

11 損害賠償

本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、本市、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12 その他

本業務は、枚方市契約規則等に基づき監督員の指示に従い施行すること。

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするともに、プロポーザル実施時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 寄附者に対する返礼品の調達、発送等に係る契約不適合責任は受注者が負うものとする。ただし、当該不適合が返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由による場合は、当該事業者がその責任を負うものとし、受注者は解決に向けた調整を行うものとする。
- (3) 本業務開始時及び終了時においては、業務を効率的かつ円滑に運営できるよう、準備及び引継ぎを遅滞なく行うこと。
- (4) 別紙2「枚方市個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) その他、本仕様に明記されていない事項、または解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。

13 参考金額・件数（ポータルサイト経由）

(1) 令和8年度（9月30日時点）：2,126件・61,778千円

令和7年度：7,173件・202,605千円

（内訳）

ポータルサイト	件数	金額
さとふる	3,067件	86,127千円
楽天	2,422件	60,019千円
ふるさとチョイス	871件	26,760千円
ふるなび	677件	26,838千円
Amazon	136件	2,860千円

令和6年度：9,985件・279,347千円

令和5年度：8,904件・201,282千円

令和4年度：5,922件・151,800千円

(2)寄附目標額：7億3千万円（21,500件）

(3)主な返礼品

令和7年度 寄附金額 上位10品		
	返礼品名	寄附金額
1	ウィスキー オリジナル デコレーションボトル	56,279千円
2	トゥヴェール ナノエマルジョンシリーズ（乳液）	34,860千円
3	腸内フローラ 検査 サービス 「Flora Scan(R)」	29,348千円
4	アクシスフォーマー ロングポール	18,320千円
5	FIVE ONE FACTORY オーダースーツ お仕立券	9,975千円
6	ひらかたパーク フリーパス引換券付入園券	5,316千円
7	スタックアンプ/金属製 スピーカー型	3,900千円
8	ブルミッシュ ギフトセット 16個入り	2,780千円
9	串かつ 串揚げ 32本セット 特製ソース 自家製ぽん酢	2,100千円
10	水都くらわんか花火大会 枚方会場 有料席	2,048千円

令和7年度 寄附件数 上位10品		
	返礼品名	寄附件数
1	トゥヴェール ナノエマルジョンシリーズ（乳液）	3,144件
2	アクシスフォーマー ロングポール	914件
3	腸内フローラ 検査 サービス 「Flora Scan(R)」	584件
4	ブルミッシュ ギフトセット 16個入り	272件
5	ひらかたパーク フリーパス引換券付入園券	239件
6	ウィスキー オリジナル デコレーションボトル	167件
7	玄米 グラノーラ 6種 アソートパック	136件
8	北海道 昆布 一等『三年熟成』	101件
9	森をまもるコーヒー!竹炭焙煎珈琲 3袋セット	76件
10	大阪王将 天津飯の具5袋10食分(250g/1食)	75件

(4)返礼品数

837件（総務省申請数）

枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項

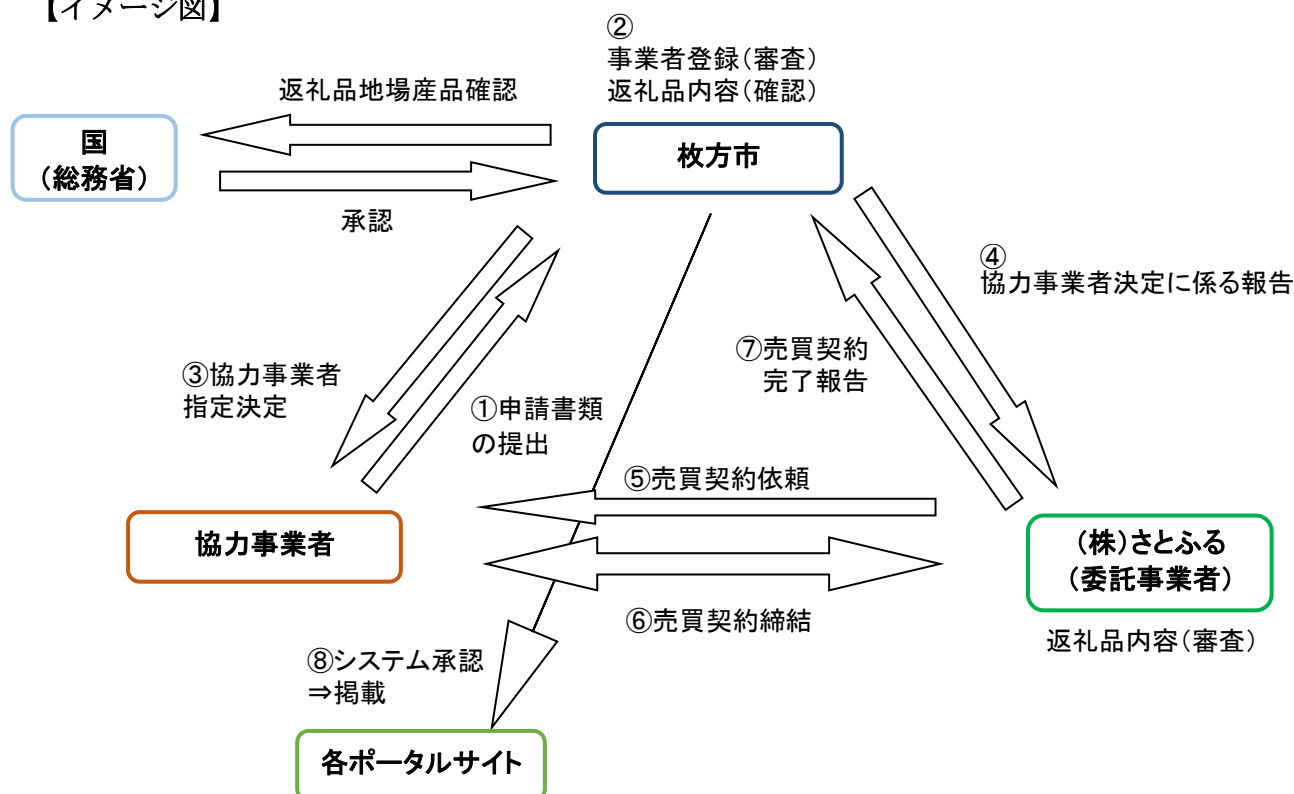
1. 目 的

枚方市では、「ふるさと寄附金（納税）制度」を通じて本市の魅力を広くPRするとともに、財源の確保及び地域産業の活性化等を図るため、個人で一定額以上の寄附をいただいた方に返礼品を提供しています。これに伴い、返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という）を募集します。

2. 事業概要

- （１）本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト等から希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、各サイトを通じて広く紹介します。全体のスケジュールは「10. 全体のスケジュール」（P. 4）に記載しています。
- （２）効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を株式会社さとふる（以下「委託事業者」）に委託しています。協力事業者として決定後、委託事業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結してください。

【イメージ図】



3. 協力事業者の要件

次の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たしてください。なお、本要項でいう事業者とは、法人その他団体又は個人事業主をいいます。

- （ア）生産・製造・販売等に関する各種法令等を遵守していること。
- （イ）代表者等が、枚方市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- （ウ）申込み時に、税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有する場合：枚方市税の滞納がないこと。
 - ・枚方市に納税義務を有しない場合：国税の滞納がないこと。

4. 返礼品の要件

（1）

●全ての返礼品に共通する要件

- （ア）枚方市のPRにつながる魅力があり、総務省が示す「地場産品基準」を満たす商品であること（P.別紙①参照）。
- （イ）公序良俗に反するものでないこと。
- （ウ）食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示法等関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- （エ）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- （オ）返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

●食品に関連する要件

- （ア）営業許可と食品表示について、枚方市保健所などとの事前確認が完了しているものであること（製造拠点の管轄の保健所や必要に応じて都道府県関連部署にも確認が必要な場合があります）。
- （イ）飲食物については、寄附者のもとに到着後5日間以上の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

（2）協力事業者が設定する返礼品の提供価格から、寄附金額が3割以下となるよう市が設定します（市が協力事業者に支払う調達額は、返礼品の提供価格（税込）と同額とします）。なお、返礼品の価格には原則消費税と梱包代を含むものとします。また、市は返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。なお、委託事業者から協力事業者への返礼品の実費額の振込みにかかる手数料は協力事業者の負担となります。

寄附金額の設定は原則最低5,000円から、1,000円単位とします。

（3）協力事業者間で連携して応募する場合は、事業者同士での話し合い及び市への報告が必要です。

5. 募集期間

随時応募を受け付けています。なお、各ポータルサイトでの寄附受付開始は、審査、契約等が完了次第となります（申請から最短で概ね2か月～3か月後。申請のタイミング次第ではそれ以上かかる場合もあります）。

※市の審査のほか、総務省による審査が行われます。通常総務省への確認は1カ月程で終わりますが、疑義が生じた場合はそれ以上かかる場合があります。

※食品に関する返礼品については、営業許可と食品表示について、事前に確認が完了している必要があります。事前確認が終了していない商品がある場合は、委託事業者との手続きに進めません。

6. 新たな返礼品を提供いただく場合

- （1）新たに返礼品の提供を希望される場合は、広報プロモーション課へ事前に相談及び調整の上、以下（ア）～（エ）をそれぞれ決められた方式で提出してください。なお、申請内容の確認や返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

＜提出物＞

（ア）枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者申請書（新規用）【様式1】

（イ）事業者登録シート、お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）【様式2】

（ウ）滞納無証明書

※枚方市に納税義務を有しない場合は、「納税証明書（法人：様式その3の3、個人：様式その3の2）」（いずれも提出日から3カ月以内に発行されたもの）

（エ）誓約書

※（ア）・（イ）はメール、（ウ）・（エ）は原本を郵送または直接広報プロモーション課へ。

- （2）市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、協力事業者として決定し、その旨を通知します。

7. 既に返礼品を提供いただいている場合（品目の追加・変更）

- （1）既に提供をいただいている返礼品の追加及び変更を希望される場合は、以下（ア）（イ）を本市へ提出の上、本市承認後にさとふるお礼品システムからご申請ください。なお、申請内容の確認や返礼品の提供における関係法規の遵守を確認するため、本市が別途資料の提出を求めた場合は、必要かつ十分な資料を提出してください。

＜提出物＞

（ア）枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者申請書（変更・追加用）【様式1】

（イ）お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）

- （2）市は、前号の提出書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、返礼品の追加・変更について決定し、その旨を協力事業者に通知します。

8. 協力事業者資格の更新

協力事業者資格の有効期間は通知日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

令和 10 年 4 月 1 日以降の資格更新を希望される場合は、令和 10 年 2 月 28 日までに以下に示す書類を提出してください。

<提出書類>

(ア) 枚方市ふるさと寄附金 返礼品協力事業者資格の更新に関する確認書

(イ) 滞納無証明書

※枚方市に納税義務を有しない場合は、「納税証明書（法人：様式その 3 の 3、個人：様式その 3 の 2）」（いずれも提出日から 3 カ月以内に発行されたもの）

(ウ) 誓約書

(エ) 事業者登録シート、お礼品登録シート、写真データ、食品の場合は食品ラベル等、その他必要に応じ市が提出を求めるもの（営業許可証の写しなど）

9. 書類の提出先、お問い合わせ先

枚方市役所 市長公室 広報プロモーション課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20 枚方市役所 別館 3 階

電話：072-841-1258

FAX：072-846-5341

Mail：furusato-kifu@city.hirakata.osaka.jp

10. 全体のスケジュール

枚方市	協力事業者
★新規登録希望事業者すべてに事前説明を行います。	
	① 食品の場合のみ、保健所等に <u>営業許可等</u> に関する確認※事前説明時にチェックリスト等をお渡しします。
②申込受付（随時）、内容確認・審査（通常 2 週間程度。食品の場合のみ、保健所等に表示に関する確認）。 ※並行して、総務省へ確認依頼。総務省締め切り後 1～2 ヶ月程度。	
③ふるさと寄附金返礼品協力事業者の決定通知書の送付	
	④委託事業者と契約、ポータルサイト掲載準備（CMS 上で申請）。
⑤総務省の確認が終わり次第、返礼品提供開始	

11. 協力事業者及び返礼品の登録抹消

市は、登録された返礼品事業者または返礼品が次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者または返礼品の登録を抹消します。なお、協力事業者に虚偽の申請、法令等違反等の事由があり、それにより本市に損害を及ぼした場合、本市は当該協力事業者に対して、損害の賠償を請求することがあります。

- （ア）本要項 3 および 4 に定める要件に適合しなくなった場合
- （イ）提出書類に虚偽があった場合
- （ウ）市に損害を及ぼす行為があった場合

12. 協力事業者の責務

- （１）協力事業者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応すること。
- （２）協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）に相違なく、正しく返礼品を提供すること。
- （３）協力事業者は、前項の責務を果たすため、関係法規の遵守や、返礼品の提供において適切かつ十分な品質管理を行うこと。なお、返礼品の品質を確保するため、本市及び委託事業者は協力事業者に対し必要な調査や状況確認に係る資料の提出等を求めることがあるので、その指示に従うこと。
- （４）協力事業者は、お礼品登録シートに記載した内容（数量、原材料、生産地、消費期限等）と相違のあるものを提供した場合やその恐れのある場合は、正しいものを再提供又は同等の措置を講じること。
- （５）返礼品の内容や生産拠点等を変更しようとするときは、事前に本市及び委託事業者に報告すること。
- （６）協力事業者は、取り扱う返礼品に対応する地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存すること。
- （７）協力事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市及び委託事業者へ申し出ること。
 - （ア）返礼品の在庫不足等で発送に遅延が生じたとき
 - （イ）返礼品の品質及び発送過程等で事故が生じたとき
 - （ウ）その他市への申し出事項に変更が生じたとき
- （８）協力事業者は、本事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作に必要な協力を行うこと。また、市は協力事業者から提供された写真やお礼品登録シートに記載されている文言について、ポータルサイトへの掲載をはじめとする、本事業の広報活動に利用する。

13. その他留意事項

本要項に記載のない事項が発生した場合、協力事業者は本市と協議のうえ、必要な対応を行うものとします。

平成 31 年総務省告示 179 号第 6 条（地場産品に係る基準）
（令和 8 年 3 月 31 日最終改正）

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
 - イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
 - ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
 - ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
 - ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
 - ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

**枚方市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち
主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの**

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。加えて、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、製造元が仕入れた原材料等の価格に対し、製造元が販売する製品の売価が枚方市内で 50%以上の付加価値を加えたものであることが基準となります。さらに、「製造、加工その他の工程」が食肉の熟成、または玄米の精白である場合には、これらの原材料が大阪府内にて生産されたものである必要があります。

なお、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次の通り示されています。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

【参考】地場産品基準 3 号に係る付加価値割合の算定方法の考え方

（地場産品基準）

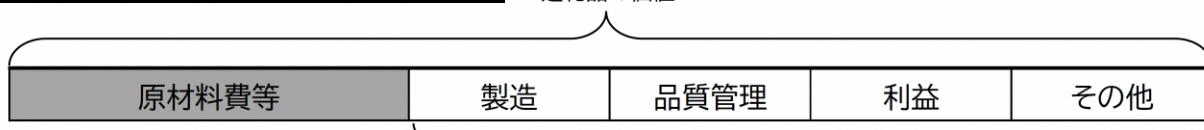
三 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ 及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの（略）」

区域外産の原材料を仕入れて

付加価値割合：区域内での付加価値／返礼品の価値

区域内で製造、加工その他の工程を行うもの

返礼品の価値



※ 区域外で生じた費用は除外

区域内での付加価値

枚方市個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第1号の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

（作業従事者等の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。

3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

（教育研修及び指導監督）

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

（取扱区域等）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、委託業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

2 受注者は、再委託（再委託先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の承諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委託先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委託先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委託先を監督する方法

3 再委託の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委託先に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委託先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委託先が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者に委託する場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなけれ

ばならない。

- 3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約第21条による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。